

健康障害防止措置の検討手順の検討
(第 1 回検討会における主な意見)

<規制化の検討>

- 対策オプション 2 として、リスク評価の結果を踏まえ、具体的な健康障害防止措置の議論が進む場合、特に関係業界団体が妥当な健康障害防止対策を推進していると判断される場合に、規制化しないという判断はあり得る。
- 従来、規制するか規制しないかに関する論点として、『公正競争の維持』との点がある。
関係業界団体が健康障害防止対策の導入を推進している場合にあっては、当該団体に所属し、対策を推進している事業者はコストがかかるが、一方で、当該団体の規範力、指導力が及ばないアウトサイダーが、行政指導に基づく措置を無視すれば、その分の対策の実施コストがかからないことになり、公正競争が維持できないことになる。
業界団体が全部カバーしていればいいが、アウトサイダーが多い場合、オプション 2 については、『公正競争の維持』の観点からも考慮する必要がある。
- 過去に規制するかどうかという点について議論をした際には、様々な観点から検討された経緯があるので、この場でも慎重な検討が必要と考える。
- 関係業界団体による健康障害防止対策の推進を根拠として、規制化しないという判断をする場合には、対象化学物質の有害性のレベル、リスクの程度などについても十分に、議論すべき。
- 業界団体に会員企業に対する規範力（指導力）がない場合もある。業界団体からヒヤリングする機会があるので、業界団体の活動の現状を分析するなどして、慎重に検討していくべき。
- 健康障害防止措置の検討シート案（資料 6）の 2 の（1）（業界団体等の概要）の項で、組織化率を調べることになっているが、把握できない場合もある。

<リスクが低い作業の考慮>

- 規制の導入にあたっては、対象化学物質を取り扱う作業全てに横並びで、一律に規制をかけてしまう場合、過剰規制の問題が生じるので、リスクが低いとされた作業については作業毎に規制の減免等を検討する必要がある。

- リスクが低いとされる作業としては、例えば、少量の物質の製造・取扱い、ラベルの貼替え等が想定され、これらについては、特化第二类物質に指定して一律に規制をするとした場合であっても、規制から外すべき作業があるか否かを検討することが必要である。

<対策オプションの比較検討>

- 3つのオプションの比較検討における考慮事項として、7項目が挙げられているが、当該考慮事項を並列に比較する場合、最終的にどちらが優れているかを判定するのが困難となる可能性がある。その辺りを今後詰める必要がある。